

令和 6 年度

稻沢市の環境



いなざわ



稻 沢 市

目 次

はじめに

1 大気汚染の状況.....	1～ 6
2 水質汚濁の状況.....	7～ 8
3 騒音及び振動の状況.....	9～11
4 悪臭の状況.....	12
5 地盤沈下の状況.....	13
6 公害苦情の状況.....	14
7 キソガワフユユスリカ発生状況.....	15

関係資料（別添資料）

1 「河川水質調査結果」	1～15
--------------------	------



©稻沢市 いなッピー

はじめに

稻沢市は愛知県の西部、濃尾平野のほぼ中央に位置することから、比較的平坦な地形で、市の西端には木曽川が流れ、豊富な水量と肥沃な土壌、温和な気候に恵まれています。

平成17年4月1日に稻沢市・祖父江町・平和町が合併した新稻沢市は、東西約14.6km、南北約9.2km、面積79.35km²となり、令和7年3月末現在、人口は約13万2,400人となっています。

古くから野菜、植木・苗木等の農業生産地として発展する一方、今日では、名古屋市から20km圏内の地理的な利便や公共交通機関の充実などから、大都市のベッドタウンであるとともに多様な産業が複合する都市です。

本市には手つかずの原自然は少ないものの、農用地や点在する池沼などまだ多くの豊かな自然環境が残されています。しかし、生活形態等の変化に伴い、都市生活型公害の増加、廃棄物の増大など様々な環境問題が顕在化していることから、多様化する現代社会における環境問題に適切に対応していくとともに環境汚染・自然環境破壊をくい止め、感染症の対応も含めた環境保全・環境保護を推進していくことが地球規模で迫られています。

平成30年度からは第6次稻沢市総合計画である『稻沢市ステージアッププラン』がスタートしました。本プランを推進するにあたっては、「ステージアップ稻沢」をスローガンとして掲げ、市民の皆様と新たな魅力ある稻沢市を目指しています。

また、令和5年度には、令和元年度から10年間の計画である「第3次稻沢市環境基本計画」の見直しを行いました。

平成21年4月には「稻沢市快適で住みよいまちづくり条例」を施行しました。これは野焼きや路上喫煙、空き地の雑草など身近な生活環境の問題について、生活環境の保全及び美化の促進を図ることにより、住民の快適で住みよい生活環境の確保を目的としています。この条例の実効性を高めるため、平成21年11月に環境ボランティア「稻沢市さわやか隊」を結成しました。令和7年3月末現在、約2,250人の隊員が地域の見回り活動を行っております。今後とも環境問題への取組を、推進してまいります。



©稻沢市 いなッピー

1 大気汚染の状況

大気汚染の主な原因物質のうち、二酸化硫黄（S O₂）、二酸化窒素（N O₂）、浮遊粒子状物質（S P M）、光化学オキシダント（O_X）及び一酸化炭素（C O）の5物質について、大気汚染に係る環境基準の達成状況等を把握するため、大気汚染防止法に基づき、汚染状況を愛知県が常時測定しています。

稻沢市内では、稻沢市役所に愛知県大気汚染測定局が設置されており、5物質のうち二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダントの3物質に加え、平成25年12月より微小粒子状物質（P M 2 . 5）が測定されています。

光化学スモッグ予報等又は微小粒子状物質注意喚起情報が発令された場合、緊急情報配信システムにより市民の皆さんに通知しております。

また、測定局の設置場所が幹線道路(県道西尾張中央道)沿いで、自動車の排気ガスの影響を多大に受けていると考えられることから、平成15年度に「一般環境大気測定局」から「自動車排出ガス測定局」に変更されました。

測定結果については、二酸化窒素は年平均値で比較すると各項目とも前年度と大きな変化は見られず、概ね横ばいで推移しています。

浮遊粒子状物質は数年来高い値を示していましたが、平成15、16年度には大幅に改善され環境基準を達成しました。翌、平成17年度は環境基準を達成しませんでしたが、平成18年度以降は再び環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、本市をはじめ愛知県下すべての測定局で環境基準を達成していない状況にあります。

測定局	愛知県稻沢市役所測定局 (稻沢市稻府町1)
測定項目	〈環境基準あり〉 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント 微小粒子状物質（P M 2 . 5） 一酸化炭素(平成22年度以降 測定中止) 〈その他の測定〉 風向・風速、一酸化窒素は県HP参照



©稻沢市 いなツビー

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、物が高温で燃焼するときに空気中の窒素と酸素が化合して発生します。また、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。その発生源は、工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。固定発生源からの排出は、減少の傾向にありますが、移動発生源である自動車の増加によりここ数年横ばいの状況にあります。

赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれています。

表1－1に二酸化窒素の測定結果及び経年変化を示します。

環境基準は、昭和49年度から達成しています。

■表1－1 二酸化窒素 (NO₂) 測定の経年変化

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	環境基準との対比				1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	長期的評価による環境基準の適否 (適○・否×)	環境基準				
				1日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		1日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合									
				(日)	(%)	(日)	(%)								
令和2	365	8,677	0.014	0	0.0	0	0.0	0.056	0.028	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること				
令和3	365	8,680	0.014	0	0.0	0	0.0	0.056	0.026	○					
令和4	362	8,642	0.014	0	0.0	0	0.0	0.061	0.028	○					
令和5	349	8,340	0.013	0	0.0	0	0.0	0.058	0.026	○					
令和6	365	8,669	0.013	0	0.0	0	0.0	0.049	0.026	○					

「大気汚染調査結果(愛知県)」

(2) 浮遊粒子状物質 (S P M)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径10ミクロン以下のものをいいます。この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留する傾向にあります。発生源としては、工場及び交通機関等による人為的なもののほか、海塩の飛散、火山、森林火災などの自然界由来のものがあります。

表1－2に浮遊粒子状物質の測定結果及び経年変化を示します。

昭和48年度に測定を開始して以来ほぼ横ばいの状況で、環境基準を達成していませんでしたが、平成15、16年度は大幅に改善され環境基準を達成しました。翌、平成17年度は環境基準を達成しませんでしたが、平成18年度以降は再び環境基準を達成しています。

■表1－2 浮遊粒子状物質 (S P M) 測定の経年変化

年 度	有効 測定 日数 (日)	測 定 時 間 (時間)	年 平 均 値 (mg/m ³)	環境基準との対比				1 日平均 値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその割 合 (時間) (%)	1 日平 均値の 2%除外 値 (mg/m ³)	1 日平均 値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日 以上連続 したこと の有無 (有×・無○)	長期的 評価に よる環 境基準 の適否 (適○・否×)	環境基準					
				1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合 (%)		1 日平均 値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその割 合 (%)											
				(時間)	(%)	(日)	(%)										
令和2	362	8,682	0.013	0	0.0	0	0.0	0.035	○	○	1 時間値の1日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下 であり、かつ、 1時間値が 0.20mg/m ³ 以下 であること。						
令和3	362	8,686	0.012	0	0.0	0	0.0	0.028	○	○							
令和4	358	8,637	0.012	0	0.0	0	0.0	0.030	○	○							
令和5	350	8,447	0.013	0	0.0	0	0.0	0.033	○	○							
令和6	362	8,683	0.013	0	0.0	0	0.0	0.034	○	○							

「大気汚染調査結果(愛知県)」

(3)光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダント（オゾン、パーオキシアシルナイトレート等）は、空気中の窒素酸化物と炭化水素類が紫外線により光化学反応を起こし、二次的に生成される物質によって発生しますが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみでなく気象条件に大きく依存しています。自動車から排出される排気ガス中の一酸化窒素が、オゾンと反応して二酸化窒素と酸素に戻りますが、大気中に非メタン炭化水素が多く存在する場合、一酸化窒素は非メタン炭化水素と優先して反応するため、オゾンが消費されず、このことによりオゾンが急速に生成されることになります。その汚染状況は、光化学オキシダント濃度を指標として把握されています。

この光化学オキシダントは、昭和52年度をピークにその後減少し、横ばいの状況にありましたが、ここ数年は全国的に暫増傾向にあります。原因として、気温の上昇、風向・風速による影響、越境（大陸由来）により原因物質が流れてくる等、諸説ありますが、はっきりとしたことはわかつていません。

表1－3に光化学オキシダントの測定結果及び経年変化を示します。

■表1－3 光化学オキシダント (O_x) 測定の経年変化

年度	有効測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間年平均値 (ppm)	環境基準との対比				昼間の1時間値が0.12ppm以上となった時間数とその割合				昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準の適否 (適○・否×)	環境基準			
				昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合													
				(時間)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)						
令和2	364	5,388	0.029	185	3.4	49	13.5	0	0.0	0	0.0	0.096	×	1時間値が0.06ppm以下であること。			
令和3	365	5,436	0.029	153	2.8	47	12.9	0	0.0	0	0.0	0.099	×				
令和4	365	5,391	0.028	185	3.4	49	13.4	0	0.0	0	0.0	0.098	×				
令和5	357	5,268	0.029	143	2.7	44	12.3	0	0.0	0	0.0	0.109	×				
令和6	365	5,437	0.030	234	4.3	70	19.2	0	0.0	0	0.0	0.104	×				

「大気汚染調査結果(愛知県)」

1 昼間とは5時～20時を示す。

(4) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質 (Particulate Matter) のうち特に小さな物質 (粒径 $2.5\text{ }\mu\text{m}$ 以下)のことです。この粒子は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

工場や建設現場での粉塵として出るほか、自動車などの排出ガスや石油などの揮発成分が大気中で反応してできることもあります。

平成25年12月から稲沢市の測定局においても測定が開始されました。

表1-4に微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の測定結果を示します。

■表1-4 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 測定の経年変化

年度	有効測定日数 (日)	環境基準との対比			環境基準の適否 (適○・否×)	環境基準 1日平均値の98パーセンタイル値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
		1日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (日) (%)		1日平均値の年間98パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
		(日)	(%)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
令和2	362	1	0.3	21.7	8.6	○
令和3	360	0	0.0	20.5	8.2	○
令和4	317	0	0.0	20.6	8.8	○
令和5	286	0	0.0	20.2	8.1	○
令和6	362	1	0.3	22.3	10.1	○

「大気汚染調査結果(愛知県)」

1 環境基準との比較は有効測定日数が250日以上の測定局で行う。

2 名古屋で黄砂が観測された日は除いて評価する。



©稲沢市 いなッピー

(5) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、有機物が不完全燃焼したときに発生します。その発生源は、自動車の排出ガスによるものが最も多く、そのほか石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。発生源対策として、乗用車、トラック、バス等から排出される炭化水素類に対しては、排気管から発生される炭化水素の規制が実施され、また軽油を燃料とするディーゼル車についても規制が実施されています。

また、人体への影響としては、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である、頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれています。

表1－5に一酸化炭素の測定結果及び経年変化を示します。

昭和48年度に測定を開始して以来、環境基準を達成していましたが、愛知県の測定局設置数の見直しに伴い、平成22年度以降、稲沢市内での測定は行われていません。

■表1－5 一酸化炭素 (CO) 測定の経年変化

年 度	有効 測定 日数 (日)	測 定 時 間 (時間)	年 平 均 値 (ppm)	環境基準との対比				1 時間 値の最 高値 (ppm)	日平均 値の 2%除 外値 (ppm)	環境基準 の適否 (適○・否×)	環境基準				
				8時間値が 20ppmを超 えた回数とその 割合 (回) (%)		1日平均値が 10ppmを超 えた日数とその 割合 (日) (%)									
平成17	365	8,680	0.5	0	0.0	0	0.0	2.7	1.0	○	1時間値の 1日平均値 が10ppm以 下であり、 かつ、1時 間値の8時 間平均値が 20ppm以下 であるこ と。				
平成18	365	8,682	0.5	0	0.0	0	0.0	3.0	0.9	○					
平成19	366	8,701	0.4	0	0.0	0	0.0	3.0	0.9	○					
平成20	365	8,677	0.4	0	0.0	0	0.0	3.5	0.8	○					
平成21	301	7,164	0.4	0	0.0	0	0.0	2.3	0.7	○					
平成22 以降	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					

「大気汚染調査結果(愛知県)」

2 水質汚濁の状況

川や海の水質汚濁の原因は、大きく分けて工場排水と生活排水の2つに分けられます。工場排水は、法律及び条例により規制が強化されたことで水質が改善されてきました。近年では水質汚濁に占める生活排水の割合が高くなっています。愛知県では生活排水対策の要綱を制定し、その総合的な取り組みを行っています。

稻沢市では市内の水質汚濁の状況を把握するために、「河川水質調査」を実施しています。

(1) 河川水質調査

稻沢市では河川水質調査を、7河川15地点において年2回実施しています。調査項目は生活環境項目7項目(pH・BOD・COD・SS・DO・全窒素・全リン)、健康項目6項目(カドミウム・シアン・鉛・六価クロム・ヒ素・総水銀)です。

稻沢市内の主要河川においては、平成29年度に日光川と五条川が、環境基準E類型からD類型に指定されました。

調査地点及びBODの年平均値による経年変化は、表2-1のとおりです。

また、測定地点の概略を図1に示します。

なお、各項目の調査結果の詳細は、資料「河川水質調査結果」No.1～No.15のとおりです。

■表2-1 河川水質調査BOD経年変化
(年2回の平均値、小数第二位で四捨五入)

(単位mg/l)

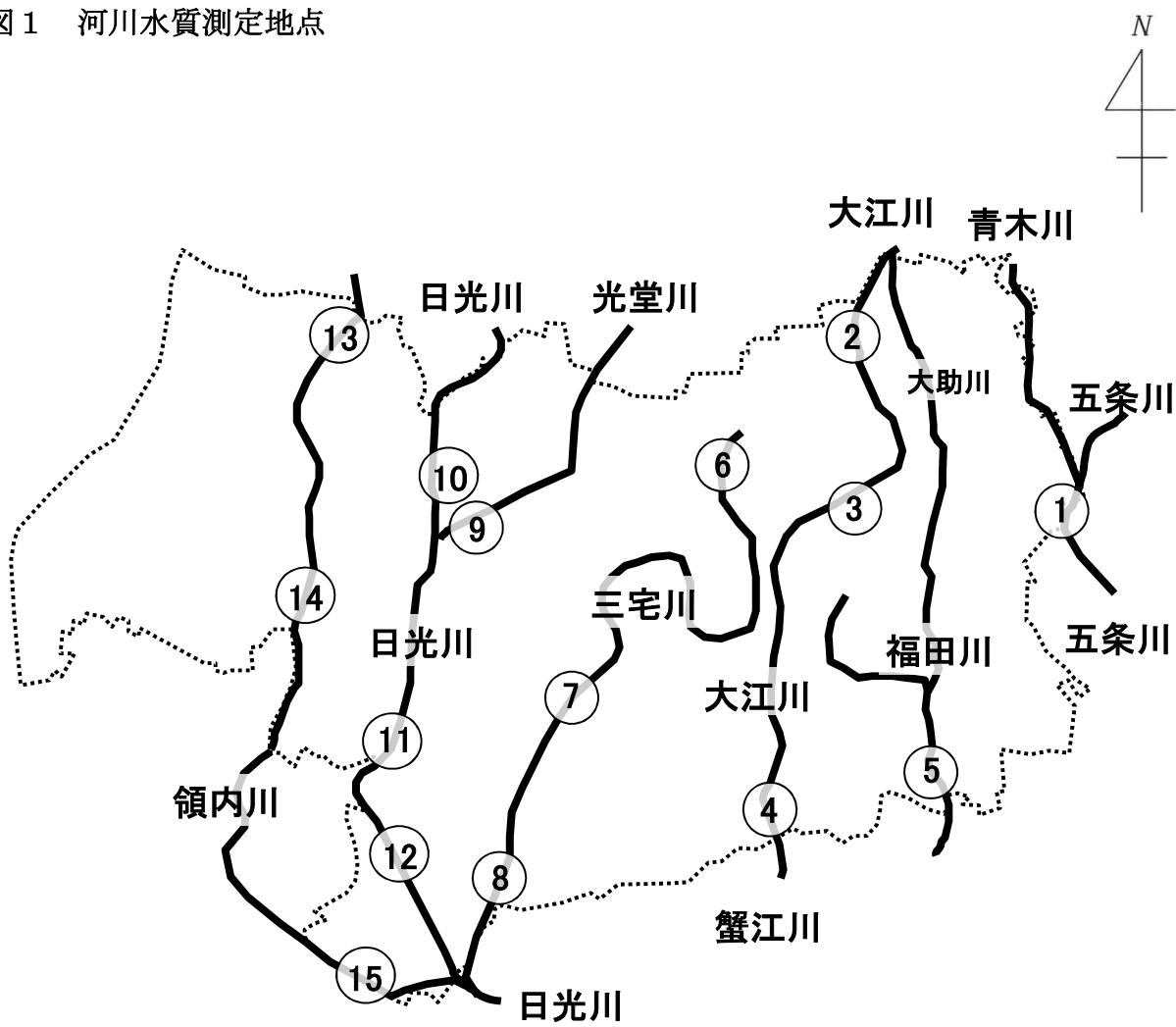
水系	河川名	調査地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新川	五条川	①稻春橋	3.4	2.2	2.6	3.1	2.6
日光川	大江川	②島橋	2.8	2.9	2.4	2.1	1.7
		③御神明橋	3.2	3.1	2.5	2.3	1.6
		④古橋	3.2	2.7	2.8	2.4	1.3
		⑤増田橋	7.0	3.8	4.9	8.3	10.7
	三宅川	⑥鯉の橋	8.7	6.9	3.0	5.1	15
		⑦白山橋	2.8	2.5	2.7	3.0	2.4
		⑧東城立切橋	3.1	2.6	3.4	2.7	2.8
	光堂川	⑨富士見橋	3.0	3.3	2.9	2.8	2.3
		⑩森上橋第1	2.7	2.0	2.3	2.7	2.1
		⑪大正橋	2.0	1.7	2.0	1.9	2.2
	日光川	⑫宮浦橋	1.8	1.6	1.9	1.6	1.6
		⑬寺島橋	4.3	3.6	3.0	2.8	5.1
		⑭甲橋	7.3	6.6	3.4	5.2	4.4
	領内川	⑮塩川橋	4.5	3.3	3.1	5.7	3.6

※環境基準：五条川及び日光川に限り「類型D、工業用水2級、農業用水」で、BODは8mg/l以下であること。それ以外の河川については「類型E、工業用水3級、環境保全」で、BODは10mg/l以下であること。

※環境基準は日間平均値(1日3回以上)であるため、上記測定値は参考値とする。

※⑦白山橋について、令和4・5・6年度においては橋の取壊につき、北方500m地点の井堀橋にて調査を行った。

図1 河川水質測定地点



①	稻春橋 (五条川)	⑥	鯫の橋 (三宅川)	⑪	大正橋 (日光川)
②	島橋 (大江川)	⑦	白山橋 (三宅川)	⑫	宮浦橋 (日光川)
③	御神明橋 (大江川)	⑧	東城立切橋 (三宅川)	⑬	寺島橋 (領内川)
④	吉橋 (大江川)	⑨	富士見橋 (光堂川)	⑭	甲橋 (領内川)
⑤	増田橋 (福田川)	⑩	森上橋第1 (日光川)	⑮	鹽川橋 (領内川)

3 騒音及び振動の状況

(1) 特定施設

工場騒音や解体工事等に伴う騒音は、住工混在地域で問題となるケースが多くあります。また、振動は解体作業等に伴う重機等の使用によるもので、その性質上ほとんどは騒音とともに発生し、振動のみの発生はわずかとなっています。

特定工場等の事業者は、敷地境界における騒音・振動の規制基準を遵守する義務があります。

なお、特定工場等において発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、その事態を除去するために必要な防止方法の改善勧告・命令が発せられる場合があります。

騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況については、表3-1、表3-2のとおりです。

■表3-1 特定施設の届出状況

令和7年3月末現在

法令	項目	年度	令和2年度 (件数)	令和3年度 (件数)	令和4年度 (件数)	令和5年度 (件数)	令和6年度 (件数)
		工場数	632	638	637	637	641
騒音規制法	施設数	5,219	5,241	5,246	5,253	5,303	
	工場数	470	477	476	476	477	
振動規制法	施設数	4,072	4,110	4,118	4,126	4,152	
	騒音発生	工場数	259	267	261	268	271
県民の生活環境の保全等に関する条例	施設数	1,634	1,687	1,686	1,721	1,830	
	振動発生	工場数	275	282	276	283	289
	施設数	2,139	2,179	2,178	2,213	2,358	

■表3-2 公害防止統括者等の届出状況

令和7年3月末現在

法令	項目	年度	令和2年度 (件数)	令和3年度 (件数)	令和4年度 (件数)	令和5年度 (件数)	令和6年度 (件数)
		工場数	18	18	18	18	18
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者数	17	17	17	17	17	17
	公害防止管理者数	32	32	32	32	32	31

(2) 特定建設作業

建設工事における作業のうち、著しい騒音・振動を発生する特定の作業を特定建設作業といい、実施する際には、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例により規制されています。

上記の法律及び県条例に基づく届出の状況は表3-3のとおりです。

■表3-3 特定建設作業実施の届出状況

[騒音規制法]

令和7年3月末現在

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
くい打機等を使用する作業	11	9	19	12	12	
びょう打機等を使用する作業	0	0	2	1	0	
さく岩機等を使用する作業	235	206	242	278	284	
空気圧縮機を使用する作業	41	52	49	57	59	
コンクリートプラントを設けて行う作業	3	3	9	6	16	
バックホウを使用する作業	283	235	217	233	231	
トラクターショベルを使用する作業	9	18	17	26	10	
ブルドーザーを使用する作業	6	10	8	22	11	
合計	588	533	563	635	623	

[振動規制法]

令和7年3月末現在

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
くい打機等を使用する作業	16	11	21	7	14	
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	
舗装版破壊機を使用する作業	12	7	9	13	13	
ブレイカーを使用する作業	247	213	233	287	274	
合計	275	231	263	307	301	

[県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音）]

令和7年3月末現在

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建物を動力等で解体・破壊する作業	105	87	89	99	104	
コンクリートミキサー等を使用する作業	237	216	175	218	229	
コンクリートカッターを使用する作業	386	366	354	378	378	
ブルドーザー等を使用する作業	688	664	652	724	727	
ロードローラー等を使用する作業	532	493	476	519	506	
合計	1,948	1,826	1,746	1,938	1,944	

(3) 騒音の調査

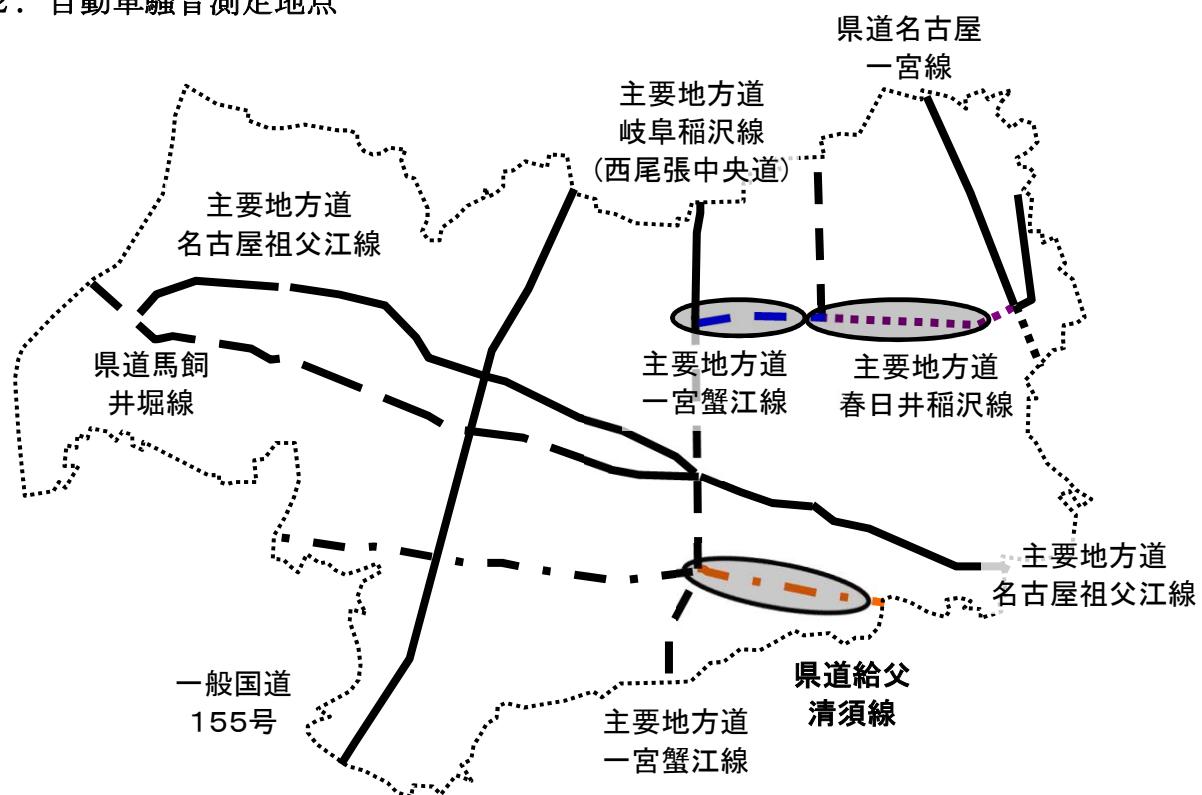
自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、市内の主要道路において騒音の調査を行っています。

調査結果は表3-4のとおりです。

■表3-4 自動車騒音調査結果（環境基準）

道路名	主要地方道一宮蟹江線	県道給父清須線	主要地方道春日井稲沢線
調査地点	稲府町	附島町	小池二丁目
評価区間	起点	小沢四丁目	福島町
	終点	船橋町	中之庄町
	区間延長(km)	1.7	2.6
調査年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
騒音レベル L _{Aeq} (dB)	昼間 66 夜間 62	69 64	68 66
環境基準 達成戸数	昼間 269	98	939
	夜間 269	98	958
	昼夜 269	98	939
調査区間内全戸数(戸)	269	98	958
環境基準 達成率 (%)	昼間 100	100	98
	夜間 100	100	100
	昼夜 100	100	98
調査機関	稲沢市	稲沢市	稲沢市

図2. 自動車騒音測定地点



4 悪臭の状況

悪臭は、人に対する不快感などの感覚的影響がほとんどであり、においを感じる頻度や強さをきっかけとし、住民の感情などの変化により公害苦情として顕在化することがほとんどです。以前は、寄せられる苦情の多くが建築廃材、植木剪定枝等の野焼きによるものでしたが、近年では事業所や飲食店からの複合臭など都市型の悪臭苦情が増えています。

悪臭については、悪臭防止法による規制が行われています。悪臭防止法では、人間の嗅覚を用いて「臭気指数」を算定し規制する「臭気指数規制」と、特定悪臭物質の指定を行い、「特定物質の濃度」により規制する「物質濃度規制」を定めており、そのいずれかの方式により市町村が規制を行うこととされています。

稻沢市では平成25年度より「臭気指数規制」により規制を行っています。

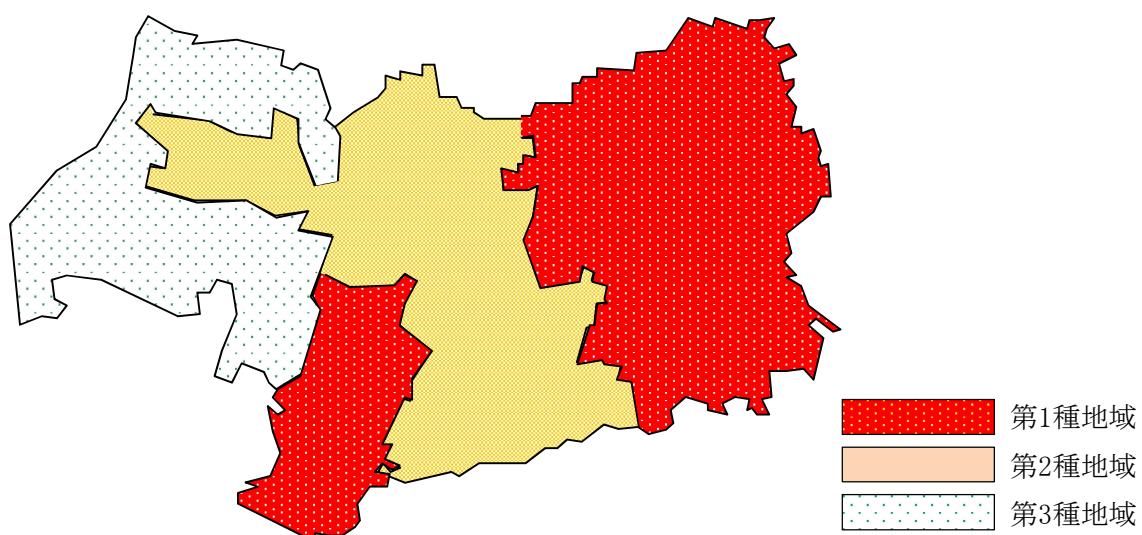
県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出状況は、表4-1のとおりです。

■表4-1 悪臭関係工場等の届出状況

令和7年3月末現在

法令	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県民の生活環境の保全等に関する条例	(件数)	4	5	5	5	5

図3. 悪臭防止法に基づく規制地域図（概要図）



第1種地域	稲沢・小正・下津・大里西・大里東市民センター地区、朝府町及び旧平和町全域
第2種地域	朝府町を除く明治市民センター地区、千代田市民センター地区及び旧祖父江町の一部
第3種地域	旧祖父江町の第2種地域を除く全域

5 地盤沈下の状況

地盤沈下は、地表の表面が徐々に低下していく現象であり、広い地域でゆっくりと進行し、長い間には大きな沈下量になります。地盤沈下の主な原因は、沖積粘土層の軟弱な地盤の地域における地下水の過剰な汲み上げにより、地下水が異常に下がり粘土層が押しつぶされて収縮することが定説になっています。

稻沢市の標高は、北東から南西に向かって低くなっています。本市では、昭和30年代から40年代にかけての産業の高度成長期に揚水量が増大したことに伴い、地盤沈下が進行しました。その後、昭和49年に揚水規制が実施されて以来、揚水量が減少したことに伴い地下水位が上昇し地盤沈下は鈍化しつつあります。しかし、一度沈下した地盤は元には決して戻ることがなく、地下水の汲み上げが増大すれば再び沈下も増大します。

沈下量及び累積沈下量、地下水位の経年変化は、表5-1、表5-2のとおりです。

■表5-1 変動量及び累積変動量の経年変化 各年11月1日現在（単位：m, cm）

番号	調査地点		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	稲島東三丁目	標高(m)	5.4007	5.4013	5.4048	5.4036	5.4033
		年間変動量(cm)	-0.61	0.06	0.35	-0.12	-0.03
		累積変動量(cm)	-8.73	-8.67	-8.32	-8.44	-8.47
2	込野町郷中	標高(m)	1.7056	1.7084	1.7086	1.7084	1.7080
		年間変動量(cm)	-0.68	0.28	0.02	-0.02	-0.04
		累積変動量(cm)	-76.38	-76.10	-76.08	-76.10	-76.14

※昭和47年からの累積。

「地盤沈下水準点調査結果(愛知県)」

■表5-2 地下水位の経年変化

令和7年3月末現在（単位：m）

番号	調査地点		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	長束町 (本多金属)	前年度との水位差	+0.19	-0.02	+0.04	+0.13	+0.18
		年間平均水位	-3.99	-4.01	-3.97	-3.84	-3.66
2	大矢町 (愛三化学)	前年度との水位差	+0.18	+0.05	+0.02	+0.11	+0.21
		年間平均水位	-2.62	-2.57	-2.55	-2.44	-2.23
3	祖父江町祖父江 (民家)	前年度との水位差	+0.09	+0.10	-0.14	+0.24	+0.18
		年間平均水位	-3.36	-3.26	-3.40	-3.16	-2.98
4	平和町横池 (平和町プール)	前年度との水位差	+0.15	+0.09	+0.02	+0.08	-0.12
		年間平均水位	-1.48	-1.39	-1.37	-1.29	-1.41
5	平和町下三宅 (三宅小プール)	前年度との水位差	+0.11	+0.02	-0.02	+0.10	+0.07
		年間平均水位	-1.65	-1.63	-1.65	-1.55	-1.48

※数値は静水位時。

6 公害苦情の状況

近年の生活様式の変化に伴い苦情原因も産業型公害から都市生活型公害へと移り変わりをみせています。令和6年度の苦情申立ては392件あり、前年度比で1.5%増の件数となっています。

最近では、市民の環境に対する意識の向上や環境問題への関心の高まりから、様々な苦情の申立てがあります。この中でも、一年を通して野焼きに対する苦情（枯れ草や樹木剪定枝の焼却に対する煙、悪臭、焼却灰の飛散等）が際立ち、全体の約44%を占めています。また、初夏から秋にかけて雑草や樹木に対する苦情も多く、全体の約28%を占めました。近年は市民め～るによる様々な申立ても増えています。

■表6－1 苦情申立て件数の経年変化

(単位：件)

項目\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大気汚染	166	160	162	131	180
水質汚濁	11	7	10	12	5
騒 音	37	38	23	34	30
振 動	6	2	5	4	1
悪 臭	37	13	15	21	14
土壤汚染	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	1	0	0	0
廃棄物対策	8	10	8	5	4
そ の 他	170	208	194	179	158
(雑草等)	(103)	(77)	(84)	(75)	(54)
(病害虫等)	(10)	(27)	(13)	(4)	(5)
(樹木・垣根)	(39)	(57)	(48)	(64)	(55)
(そ の 他)	(18)	(47)	(49)	(36)	(44)
合 計	435	439	417	386	392

令和6年度における苦情申立て詳細

大 気 汚 染	野焼き	172	その他の	8	
水 質 汚 濁	油関係	3	水路の汚れ	1	排水の汚れ
	その他	1			0
騒 音	工事現場・事業場	19	家庭生活・ペット	0	自動車・鉄道
	その他	10			1
振 動	工事現場・事業場	1	自動車	0	その他
悪 臭	事業場	5	水路・側溝	2	家庭排水
	肥料・堆肥	3	その他	4	
廃棄物対策	ごみの積置き・放置	1	不法投棄	3	
(そ の 他)	動物関係	36	流出・漏洩	1	その他
					121

7 キソガワフユスリカ発生状況

ユスリカとは、昆虫綱ハエ目ユスリカ科に属するハエの仲間で、一見すると蚊に良く似た昆虫です。木曽川ではキソガワフユスリカ、コキソガワフユスリカ及びアキヅキユスリカという3種類のユスリカ族の仲間が知られており、秋の終わり頃から春の初めのころまで、市内では祖父江町においてその発生が確認されています。蚊のように人や動物の血を吸うことはなく、生態系においては水質改善や、魚・鳥などの餌となるため、益虫の側面も持っていますが、洗濯物に付いたり、屋内に侵入することがあり、アレルギーの原因となることもあるため、人間にとては不快な害虫と認識されています。

稻沢市では、平成23年度から定点観測地点にとまっているユスリカ類の個体数を、平成26年度から観測地点付近に設置した粘着トラップに捕獲された個体数を調査しています。

市内3か所におけるユスリカ類の個体数調査結果は表7-1、表7-2のとおりです。

■表7-1 定点観測によるキソガワフユスリカ発生状況調査結果 (単位:匹)

年度 調査地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
祖父江ふれあいの郷	629	284	76	132	135
祖父江霊園	11	6	5	3	1
地泉院北	1	5	2	9	4
合 計	641	295	83	144	140

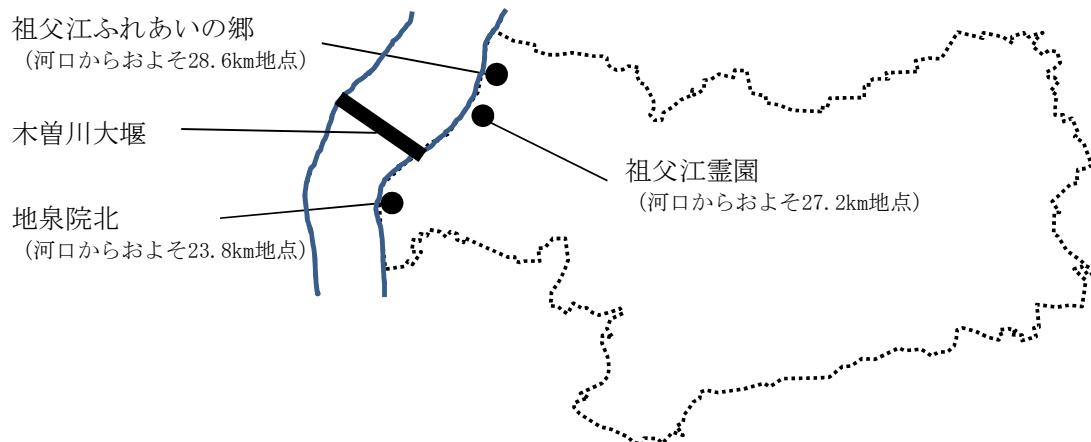
※壁面やガードレールに設けた観測地点(30cm×30cm)にとまっているユスリカを計数

■表7-2 粘着トラップによるキソガワフユスリカ発生状況調査結果 (単位:匹)

年度 調査地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
祖父江ふれあいの郷	25,148	10,855	5,241	5,310	5,772
祖父江霊園	3,140	551	718	931	921
地泉院北	585	870	600	622	673
合 計	28,873	12,276	6,559	6,863	7,366

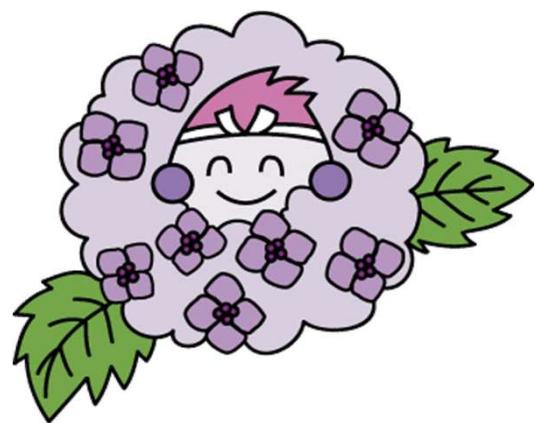
※定点観測地点付近に設置した粘着トラップに捕獲されたユスリカを計数

図4. キソガワフユスリカ調査地点



【関 係 資 料】

1 「河川水質調査結果」 1 ~ 15



©稻沢市 いなツビー

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.1

調査地点	五条川（環境基準適用）								環境基準		
	① 稲春橋										
採水年月日	4年度			5年度			6年度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	晴	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	22.9	15.7	19.3	21.6	16.0	18.8	21.1	16.7	18.9		
生活環境項目	pH	7.1	7.2	7.2	7.0	7.2	7.1	7.0	7.2	7.1	6.0～8.5
	BOD	1.9	3.2	2.6	1.6	4.6	3.1	1.2	4.0	2.6	8mg/l以下
	COD	3.7	5.0	4.4	3.6	4.7	4.2	3.2	3.9	3.6	(8mg/l以下)
	SS	10	2	6	14	4	9	10	5	8	100mg/l以下
	DO	8.4	9.9	9.2	8.5	8.6	8.6	9.1	8.2	8.7	2mg/l以上
	全窒素	2.2	5.6	3.9	2.1	5.6	3.9	2.4	5.2	3.8	(1mg/l以下)
健康項目	全リン	0.21	0.46	0.34	0.21	0.44	0.33	0.23	0.34	0.29	(0.1mg/l以下)
	カドミウム	N.D	0.003mg/l以下								
	シアン	N.D	検出されないこと								
	鉛	N.D	0.01mg/l以下								
	六価クロム	N.D	0.02mg/l以下								
	ヒ素	N.D	0.01mg/l以下								
	総水銀	N.D	0.0005mg/l以下								

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.2

調査地点	大江川								環境基準		
	島橋										
採水年月日	4年度			5年度			6年度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	晴	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	21.0	11.1	16.1	20.0	11.4	15.7	19.0	13.9	16.5		
生活環境項目	pH	7.6	7.6	7.6	7.2	7.6	7.4	7.7	7.7	6.0～8.5	
	BOD	1.5	3.3	2.4	1.2	3.0	2.1	0.5	2.8	1.7	8mg/l以下
	COD	2.8	4.2	3.5	2.4	4.2	3.3	2.0	4.2	3.1	(8mg/l以下)
	SS	7	2	5	10	2	6	5	2	4	100mg/l以下
	DO	11.0	15.0	13.0	11.0	12.0	11.5	13.0	15.0	14.0	2mg/l以上
	全窒素	1.1	5.3	3.2	1.8	5.1	3.5	1.3	4.5	2.9	(1mg/l以下)
健康項目	全リン	0.15	0.44	0.30	0.17	0.56	0.37	0.11	0.38	0.25	(0.1mg/l以下)
	カドミウム	N.D	0.003mg/l以下								
	シアン	N.D	検出されないこと								
	鉛	N.D	0.01mg/l以下								
	六価クロム	N.D	0.02mg/l以下								
	ヒ素	N.D	0.01mg/l以下								
	総水銀	N.D	0.0005mg/l以下								

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.3

調査地点	大江川									環境基準	
	③ 御神明橋										
採水年月日	4年度			5年度			6年度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	晴	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	21.0	10.9	16.0	20.3	11.1	15.7	19.8	13.2	16.5		
生活環境項目	pH	7.6	7.8	7.7	7.2	7.7	7.5	8.0	7.9	8.0 6.0～8.5	
	BOD	1.6	3.3	2.5	1.1	3.5	2.3	0.5	2.6	1.6 8mg/l以下	
	COD	3.1	4.2	3.7	2.7	4.2	3.5	2.1	3.8	3.0 (8mg/l以下)	
	SS	7	2	5	8	4	6	4	3	4 100mg/l以下	
	DO	11.0	17.0	14.0	12.0	14.0	13.0	14.0	16.0	15.0 2mg/l以上	
	全窒素	1.2	5.2	3.2	1.9	5.6	3.8	1.2	4.1	2.7 (1mg/l以下)	
健康項目	全リン	0.16	0.38	0.27	0.16	0.52	0.34	0.12	0.29	0.21 (0.1mg/l以下)	
	カドミウム	N.D	0.003mg/l以下								
	シアン	N.D	検出されないこと								
	鉛	N.D	0.01mg/l以下								
	六価クロム	N.D	0.02mg/l以下								
	ヒ素	N.D	0.01mg/l以下								
	総水銀	N.D	0.0005mg/l以下								

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,
総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。
健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」と「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.4

調査地点	大江川								環境基準		
	④ 古橋										
採水年月日	4年度			5年度			6年度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	晴	晴	-	晴	晴		晴	晴	-		
水温	24.0	12.0	18.0	22.9	13.2	18.1	21.9	14.8	18.4		
生活環境項目	pH	8.9	9.7	9.3	7.8	9.7	8.8	9.0	10.0	9.5	6.0～8.5
	BOD	1.9	3.7	2.8	1.2	3.6	2.4	0.5	2.0	1.3	8mg/l以下
	COD	3.4	5.4	4.4	2.1	4.0	3.1	2.8	4.5	3.7	(8mg/l以下)
	SS	6	10	8	7	4	6	6	2	4.0	100mg/l以下
	DO	14.0	24.0	19.0	14.0	24.0	19.0	15.0	25.0	20.0	2mg/l以上
	全窒素	1.3	5.2	3.3	1.9	5.2	3.6	1.4	3.9	2.7	(1mg/l以下)
健康項目	全リン	0.18	0.37	0.28	0.17	0.33	0.25	0.14	0.21	0.2	(0.1mg/l以下)
	カドミウム	N.D	0.003mg/l以下								
	シアン	N.D	検出されないこと								
	鉛	N.D	0.01mg/l以下								
	六価クロム	N.D	0.02mg/l以下								
	ヒ素	N.D	0.01mg/l以下								
	総水銀	N.D	0.0005mg/l以下								

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.5

調査地点	福田川								環境基準		
	⑤ 増田橋										
採水年月日	4年度			5年度			6年度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	晴	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	22.5	17.0	19.8	22.1	18.0	20.1	22.4	17.9	20.2		
生活環境項目	pH	7.0	7.1	7.1	6.9	7.2	7.1	6.9	7.1	7.0	6.0～8.5
	BOD	2.8	6.9	4.9	2.5	14	8.3	1.3	20	10.7	8mg/l以下
	COD	6.7	14	10	6.5	20	13	5.8	20	12.9	(8mg/l以下)
	SS	25	4	15	17	21	19	12	21	16.5	100mg/l以下
	DO	7.9	5.7	6.8	7.9	5.7	6.8	8.4	5.5	7.0	2mg/l以上
	全窒素	1.5	4.2	2.9	1.5	6.3	3.9	1.8	5.4	3.6	(1mg/l以下)
健康項目	全リン	0.26	0.32	0.29	0.23	0.62	0.43	0.26	0.44	0.4	(0.1mg/l以下)
	カドミウム	N.D	0.003mg/l以下								
	シアン	N.D	検出されないこと								
	鉛	N.D	0.01mg/l以下								
	六価クロム	N.D	0.02mg/l以下								
	ヒ素	N.D	0.01mg/l以下								
	総水銀	N.D	0.0005mg/l以下								

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.6

調査地点	三 宅 川								環境基準		
	⑥ 鮎の橋										
採水年月日	4 年 度			5 年 度			6 年 度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	晴	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	20.6	14.9	17.8	19.6	10.8	15.2	19.8	13.6	16.7		
生活環境項目	pH	7.0	7.0	7.0	6.8	7.2	7.0	6.9	8.3	7.6	6.0～8.5
	BOD	2.1	3.8	3.0	1.9	8.3	5.1	1.0	29	15.0	8mg/l以下
	COD	4.8	4.3	4.6	4.0	7.0	5.5	5.4	11	8.2	(8mg/l以下)
	SS	27	16	22	28	13	21	30	29	29.5	100mg/l以下
	DO	7.2	6.1	6.7	7.4	5.5	6.5	6.6	3.7	5.2	2mg/l以上
	全窒素	1.2	5.3	3.3	1.4	10	5.7	1.4	8.0	4.7	(1mg/l以下)
健康項目	全リン	0.23	0.70	0.47	0.24	1.2	0.72	0.32	1.0	0.7	(0.1mg/l以下)
	カドミウム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.003mg/l以下	
	シアン	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと	
	鉛	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下	
	六価クロム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.02mg/l以下	
	ヒ素	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下	
	総水銀	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.0005mg/l以下	

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.7

調査地点	三宅川								環境基準		
	⑦ 白山橋(井堀橋)										
採水年月日	4年度			5年度			6年度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	曇	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	22.5	14.2	18.4	23.0	15.5	19.3	24.1	15.8	20.0		
生活環境項目	pH	7.0	7.3	7.2	6.9	7.2	7.1	7.0	7.7	7.4	6.0～8.5
	BOD	2.4	2.9	2.7	1.7	4.3	3.0	0.8	3.9	2.4	8mg/l以下
	COD	5.3	3.5	4.4	3.9	3.4	3.7	4.6	4.1	4.4	(8mg/l以下)
	SS	18	4	11	20	7	14	14	7	10.5	100mg/l以下
	DO	6.9	9.2	8.1	7.7	9.7	8.7	7.3	15.0	11.2	2mg/l以上
	全窒素	1.4	2.3	1.9	1.4	3.2	2.3	1.5	2.1	1.8	(1mg/l以下)
健康項目	全リン	0.23	0.25	0.24	0.23	0.34	0.29	0.23	0.24	0.2	(0.1mg/l以下)
	カドミウム	N.D	0.003mg/l以下								
	シアン	N.D	検出されないこと								
	鉛	N.D	0.01mg/l以下								
	六価クロム	N.D	0.02mg/l以下								
	ヒ素	N.D	0.01mg/l以下								
	総水銀	N.D	0.0005mg/l以下								

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N.Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.8

調査地点	三宅川								環境基準		
	⑧ 東城立切橋										
採水年月日	4年度			5年度			6年度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	曇	曇	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	23.0	12.2	17.6	24.4	12.3	18.4	26.3	13.1	19.7		
生活環境項目	pH	7.0	7.3	7.2	6.9	7.2	7.1	6.9	7.3	7.1	6.0～8.5
	BOD	3.2	3.5	3.4	1.7	3.7	2.7	1.0	4.6	2.8	8mg/l以下
	COD	5.7	3.8	4.8	4.3	3.4	3.9	5.1	4.2	4.7	(8mg/l以下)
	SS	28	9	19	25	9	17	16	11	13.5	100mg/l以下
	DO	8.1	8.4	8.3	7.2	7.8	7.5	6.4	8.3	7.4	2mg/l以上
	全窒素	1.5	2.2	1.9	1.4	2.8	2.1	1.6	1.9	1.8	(1mg/l以下)
健康項目	全リン	0.30	0.23	0.27	0.25	0.28	0.27	0.30	0.22	0.3	(0.1mg/l以下)
	カドミウム	N.D	0.003mg/l以下								
	シアン	N.D	検出されないこと								
	鉛	N.D	0.01mg/l以下								
	六価クロム	N.D	0.02mg/l以下								
	ヒ素	N.D	0.01mg/l以下								
	総水銀	N.D	0.0005mg/l以下								

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.9

調査地点	光 堂 川								環境基準		
	富士見橋										
採水年月日	4 年 度			5 年 度			6 年 度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	曇	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	23.5	14.2	18.9	23.1	16.0	19.6	24.2	15.7	20.0		
生活環境項目	pH	7.0	7.1	7.1	6.9	7.1	7.0	6.9	7.2	7.1	6.0～8.5
	BOD	1.8	4.0	2.9	1.6	4.0	2.8	1.1	3.5	2.3	8mg/l以下
	COD	5.5	5.5	5.5	4.5	4.3	4.4	4.4	12.0	8.2	(8mg/l以下)
	SS	22	18	20	19	7	13	15	10	12.5	100mg/l以下
	DO	7.7	8.7	8.2	8.1	11.0	9.6	7.7	9.9	8.8	2mg/l以上
	全窒素	1.5	2.6	2.1	1.4	2.7	2.1	1.3	1.7	1.5	(1mg/l以下)
健康項目	全リン	0.25	0.58	0.42	0.24	0.57	0.41	0.25	0.32	0.3	(0.1mg/l以下)
	カドミウム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.003mg/l以下	
	シアン	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと	
	鉛	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下	
	六価クロム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.02mg/l以下	
	ヒ素	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下	
	総水銀	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.0005mg/l以下	

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」とび「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.10

調査地点	日光川（環境基準適用）									環境基準	
	⑩ 森上橋第1										
採水年月日	4年度			5年度			6年度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	曇	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	22.5	15.1	18.8	22.5	17.1	19.8	22.2	16.5	19.4		
生活環境項目	pH	7.0	7.0	7.0	6.9	7.0	7.0	6.9	7.0	7.0	
	BOD	1.4	3.1	2.3	1.1	4.2	2.7	0.8	3.4	2.1	
	COD	4.3	6.4	5.4	3.5	5.1	4.3	3.7	4.5	4.1	
	SS	13	6	10	12	10	11	11	7	9.0	
	DO	7.6	7.4	7.5	7.8	8.1	8.0	7.8	7.5	7.7	
	全窒素	1.3	2.5	1.9	1.2	2.8	2.0	1.2	2.2	1.7	
健康項目	全リン	0.18	0.25	0.22	0.17	0.30	0.24	0.20	0.25	0.2	
	カドミウム	N.D	0.003mg/l以下								
	シアン	N.D	検出されないこと								
	鉛	N.D	0.01mg/l以下								
	六価クロム	N.D	0.02mg/l以下								
	ヒ素	N.D	0.01mg/l以下								
	総水銀	N.D	0.0005mg/l以下								

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」と「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.11

調査地点		日光川（環境基準適用）								環境基準
		⑪ 大正橋								
採水年月日		4年度			5年度			6年度		
		6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均
天候		曇	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-
水温		23.2	15.9	19.6	23.6	17.3	20.5	23.5	17.2	20.4
生活環境項目	pH	6.9	7.1	7.0	6.9	7.0	7.0	6.9	7.1	7.0
	BOD	1.8	2.2	2.0	1.2	2.5	1.9	0.9	3.5	2.2
	COD	4.7	5.5	5.1	3.7	5.0	4.4	4.4	4.7	4.6
	SS	16	4	10	12	8	10	12	7	9.5
	DO	7.2	7.5	7.4	7.4	8.2	7.8	7.4	7.9	7.7
	全窒素	1.7	3.7	2.7	1.3	3.7	2.5	1.3	3.4	2.4
健康項目	全リン	0.21	0.22	0.22	0.19	0.18	0.19	0.21	0.24	0.2
	カドミウム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.003mg/l以下
	シアン	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと
	鉛	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下
	六価クロム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.02mg/l以下
	ヒ素	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下
総水銀		N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.0005mg/l以下

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」とび「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.12

調査地点	日光川（環境基準適用）									環境基準	
	⑫ 宮浦橋										
採水年月日	4年度			5年度			6年度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	曇	曇	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	23.0	13.3	18.2	22.9	14.9	18.9	24.4	16.0	20.2		
生活環境項目	pH	6.9	7.1	7.0	6.8	7.0	6.9	6.9	7.0	6.0～8.5	
	BOD	1.7	2.0	1.9	1.2	1.9	1.6	0.7	2.4	1.6	
	COD	4.6	5.3	5.0	3.6	5.0	4.3	3.9	4.8	4.4	
	SS	14	5	10	10	3	7	9	4	6.5	
	DO	7.0	6.5	6.8	6.9	6.8	6.9	7.0	6.3	6.7	
	全窒素	1.9	3.7	2.8	1.8	3.9	2.9	1.9	3.6	2.8	
健康項目	全リン	0.23	0.22	0.23	0.18	0.16	0.17	0.19	0.19	0.2	
	カドミウム	N.D	0.003mg/l以下								
	シアン	N.D	検出されないこと								
	鉛	N.D	0.01mg/l以下								
	六価クロム	N.D	0.02mg/l以下								
	ヒ素	N.D	0.01mg/l以下								
	総水銀	N.D	0.0005mg/l以下								

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」とび「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和4年度～令和6年度 河川水質調査結果

NO.13

調査地点	領 内 川									環境基準	
	寺 島 橋										
採水年月日	4 年 度			5 年 度			6 年 度				
	6/1	12/7	平均	6/7	12/6	平均	6/5	12/4	平均		
天候	曇	晴	-	晴	晴	-	晴	晴	-		
水温	22.3	12.3	17.3	22.3	12.9	17.6	22.1	13.8	18.0		
生活環境項目	pH	6.9	7.0	7.0	6.8	7.0	6.9	6.9	6.9	6.0～8.5	
	BOD	3.0	3.0	3.0	1.9	3.6	2.8	5.2	4.9	5.1	
	COD	6.5	4.8	5.7	4.3	3.2	3.8	5.8	4.8	5.3	
	SS	10	7	9	11	7	9	14	7	10.5	
	DO	6.9	7.2	7.1	7.1	8.4	7.8	10	6.4	8.2	
	全窒素	2.2	2.9	2.6	1.8	2.6	2.2	1.9	2.3	2.1	
健康項目	全リン	0.23	0.20	0.22	0.20	0.13	0.17	0.22	0.19	0.2	
	カドミウム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.003mg/l以下	
	シアン	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと	
	鉛	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下	
	六価クロム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.02mg/l以下	
	ヒ素	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下	
	総水銀	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.0005mg/l以下	

備考

1 単位:mg/l (水温・pHを除く)

2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カドミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,ヒ素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)

3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについては最高値)。

4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考値とする。

5 環境基準の()数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」とび「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。

6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。

令和6年度稻沢市の環境

令和7年9月発行

編集・発行 稲沢市経済環境部環境保全課
〒492-8391
愛知県稻沢市中野川端町74番地
電話 0587-36-3710 (タ"ヤルイ)
(環境センター内)



©稻沢市 いなツビー